

---

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回川西町議会定例会第15日目の会議を開きます。

(午前10時15分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎議第40号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第40号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該9議案については、本定例会第1日目の6月6日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算特別委員会に審査を付託いたしましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 伊藤です。

○議長 休憩いたします。

(午前10時19分)

---

○議長 再開いたします。

(午前10時20分)

---

○議長 8番伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、総務文教常任委員会付託議案の審査報告を行います。

令和元年6月6日、第2回川西町定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案については記載のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第40号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する旨の説明を受けた。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第40号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委

員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 産業厚生常任委員会付託議案審査について、報告を申し上げます。

令和元年6月6日、第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、審査日程、2、議案説明のため当局より出席した者、3、付託議案、別紙議案付託表のとおり。1、2、3は記載のとおりでございます。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第41号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

介護保険法施行令第38条第11項の規定に基づき、低所得層である第1段階から第3段階の第1号被保険者の保険料軽減を図るため、本条例の一部を改正する旨の説明を受けた。

(2) 議第42号 字の区域及び名称の変更について。

県営土地改良事業高山地区の実施に伴い、従来の字界を変更する旨の説明を受けた。

(3) 議第43号 字の区域及び名称の変更について。

国土調査法に基づく事業の実施に伴い、従来の字界を変更する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終

結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第41号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第42号 字の区域及び名称の変更について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第43号 字の区域及び名称の変更について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長井上晃一君。

(予算特別委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る6月6日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第39号 川西町森林環境譲与税基金条例の設定について、議第35号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第1号)、議第36号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第

37号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上5議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された5議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第39号 川西町森林環境譲与税基金条例の設定について、議第35号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第36号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第37号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上5議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております川西町森林環境譲与税基金条例の設定について及び令和元年度川西町各会計補正予算4議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第39号 川西町森林環境譲与税基金条例の設定について、議第35号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第36号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第37号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第

38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、川西町森林環境譲与税基金条例の設定について、令和元年度川西町各会計補正予算4議案について、予算特別委員会委員長の報告は、5議案とも可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎発議第11号 議員の派遣について

○議長 日程第2、発議第11号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

（10番 橋本欣一君 登壇）

○10番 発議第11号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和元年6月20日提出。

提出者、賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

別紙をごらんください。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1、山形県町村議会議長会主催町村議会新議員研修会。

（1）目的、議員としての基礎知識を習得し、議会活動の円滑化に資する。

（2）派遣場所、山形市、山形県自治会館。

（3）期間、令和元年8月23日。

（4）派遣議員、島貫 偕議員、吉村 徹議員、寒河江 司議員、渡部秀一議員、遠藤明子議員及び井上晃一議員の6名でございます。

以上でございます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎発議第12号 議員の派遣について

○議長 日程第3、発議第12号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者伊藤寿郎君。

(7番 伊藤寿郎君 登壇)

○7番 私より発議第12号 議員の派遣について、発議案件を読み上げ、ご提案いたします。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第14条の規定により提出いたします。

令和元年6月20日提出。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

別紙をごらんください。

本議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び川西町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

#### 記

川西町議会意見交換会についてでございます。

目的につきましては、町民の多様な意見の把握、町民の町政参加を推進するため、意見交換会を開催し、広聴広報活動の充実に努めます。

派遣場所は、小松地区交流センター、大塚地区交流センター、中郡地区交流センターの3カ所でございます。

期間は、令和元年8月21日、23日の2日間でございます。

派遣議員につきましては、議員全員。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎請願の審査報告

○議長 日程第4、請願の審査報告を行います。

請願第1号 町道黒川橋線に関する請願書。

本請願は、本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 請願の審査報告をいたします。

請願第1号、請願審査報告書。

令和元年第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第1号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る6月14日、議場において委員7名の出席と地域整備課長、ほか関係職員の出席を得て慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、荒窪自治会内の生活道路である町道黒川橋線において、中郡小学校への通学路であることから、県道大塚米沢線を起点とし、西へ1,484メートルの区間の道路拡幅工事を



行い、住民生活の利便性向上を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、中郡小学校への通学路で緊急性があることから採択すべきとの意見や、通学路としては他の路線もあり、優先度を考えると本請願は反対であるとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会としまして、賛成少数で、本請願は不採択にすべきものと決定しました。

以上、請願第1号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第1号 町道黒川橋線に関する請願書、産業厚生常任委員会委員長報告は不採択であります。

この場合は、本請願の原案についてお諮りいたしますので、ご留意願います。

起立しない議員は反対とみなします。

請願第1号 町道黒川橋線に関する請願書を採択することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立少数)

○議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択とすることに決定いたしました。

請願第2号 町道八幡原2号線に関する請願書。

本請願は、本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

9番神村建二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 請願の審査報告をいたします。

請願第2号、請願審査報告。

令和元年第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第2号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る6月14日、議場において委員7名の出席と地域整備課長、ほか関係職員の出席を得て慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、八幡原自治会内の生活道路である町道八幡原2号線において、八幡原公民館付近を起点とし東へ426メートルの区間は、道路の幅員が約4メートルと狭く、道路を利用した生活、特に冬期の通行に大きな支障を来すことから、道路拡幅工事を行い、住民生活の利便性向上を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、住民生活の利便性向上のため必要な事業であることから採択すべきとの意見や、拡幅した場合の有効性が見えないことから本請願は反対であるとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会としまして、賛成少数で、本請願は不採択に付すべきものと決定しました。

以上、請願第2号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第2号 町道八幡原2号線に関する請願書、産業厚生常任委員会委員長の報告は不採択であります。

この場合は、本請願の原案についてお諮りいたしますので、ご留意願います。

起立しない議員は反対とみなします。

請願第2号 町道八幡原2号線に関する請願書を採択することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立少数)

○議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択とすることに決定いたしました。

請願第3号 2019年10月からの消費税10%中止を求める請願。

本請願は、本定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、請願第3号の審査報告をいたします。

令和元年第2回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第3号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る6月13日、議場において委員6名の出席と税務会計課長の出席を得て慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、消費税率引き上げが実施されれば地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の経営を脅かし、また、軽減と宣伝されている複数税率による混乱も心配されることから、本年10月からの消費税10%中止を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、貿易摩擦による景気後退の中にあつて、税率引き上げには同意できないとの意見や、国の財政事情を考えれば痛みを分かち合うべきであるが、食料品等は除外すべきである等の意見が出されました。

本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定しました。

以上、請願第3号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第3号 2019年10月からの消費税10%中止を求める請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

請願第4号 (旧)高山小学校(体育館屋根)に関する請願書。

本請願は、本定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、請願第4号の審査報告をいたします。

令和元年第2回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第4号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る6月13日に、議場において委員6名の出席と総務課長、ほか関係職員の出席を得て慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、閉校となった（旧）高山小学校について、その跡地利用の検討も進められている中、体育館の赤さび等の発生による劣化が進んでいることから、早急な対策を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、外部機関において当該施設を利活用したいとの意向を示されている案件があり、現在検討中であるとの状況を踏まえ、指定避難所にもなっていることから、応急的な処置について、早急にすべきであるとの意見が出されました。

本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定しました。

以上、請願第4号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 この請願については、私も賛成をするものでありますけれども、1点だけちょっとお伺いしたいんですが、私もこのことについては一般質問で挙げたわけではありますが、今、委員長の報告のとおり、私の答弁にも利活用したい旨の検討がされているという答弁でありました。そのことについて、どの程度までこの請願審査の際にお話があったのか、その内容についてお尋ねを申し上げたいと思います。

○議長 8番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 相手方については、まだはっきりどの方という報告はないんですが、その方については、長期的な利用も視野に入れているというふうな内容でありました。以上であります。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 今、委員長が言ったようなことであるということであれば、それで理解できるわけではありますが、いわゆる、私、心配するのは、ずるずると検討検討ということで現場の状況について対応していかない、こういうことであればこれは問題だという考え方でありました。ただ、委員長からはこの状況について理解を示され、採択ということでしたことについては、最後、私も納得するところでありました。

それで、もう1点お尋ねしたいんですけども、現場は十分わかっておっても、今回のこの審査とともに現場を見るという、いわゆる継続の審査をしながら現場を見るということについて、非常に配慮が欠けておるのではないかなというふうに見受けられるわけでありまして。

それで、この審査の際に現場を見るなどの手続などはあったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長 8番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 審査に当たりましては、各議員ともども個人的には状況を把握しているというふうなお話は伺ったわけですが、その際、全体としての現場確認をしてみるというふうな話までは至りませんでした。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 お願いをするといいますか、私は、議長、憲法で保障されたいいわゆる請願というものについての取り扱いでありますけれども、出すほうも慎重でなければならないと思いますし、また、受けるほうもここは大事にしなければならないと思うんです。そういう意味で、今、委員長からあったようなことなども、いわゆる現場の状況を理解するにはなるほどというふうに思うんですけども、やはり、ここは委員長、現場を見て、そして同じ目線で理解をしていく、このことは私、議長、大事だと思うんですよ。委員長からの答弁というよりも、今後ひとつ、丁寧な審査、そして現場を見る、これは、私は大事だと思うので、そのことだけ重ねてひとつお願いをしておくとおっしゃいますか、お互いに認識を共有したいものだというこを申し上げておきたいと思います。

以上であります。

○議長 答え、要りますか。

○12番 はい。

○議長 8番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 我々もまだ認識不足があったなというふうに、今の高橋議員からのご指摘もあったわけですが、今後、さまざまな点について、より慎重に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第4号（旧）高山小学校（体育館屋根）に関する請願書、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

請願第5号（旧）大洋合板南側農道請願書。

本請願は、本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

（産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇）

○産業厚生常任委員会委員長 請願第5号、審査報告をいたします。

令和元年第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第5号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る6月14日、議場において委員7名の出席と地域整備課長、ほか関係職員の出席を得て慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、桜木町自治会及び花丘町自治会の（旧）大洋合板南側農道の道路拡幅工事を行い、住民生活の利便性向上を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、住民生活の利便性向上のため必要な事業であることから採択すべきとの意見や、本路線は法定外公共物で町道認定が優先であること、拡幅した場合の有効性が見えないことから本請願は反対であるとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会としまして、賛成少数で、本請願は不採択にすべきものと決定しました。

以上、請願第5号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（なし）

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第5号（旧）大洋合板南側農道請願書、産業厚生常任委員会委員長の報告は不採択であります。

この場合は、本請願の原案についてお諮りいたしますので、ご留意願います。

起立しない議員は反対とみなします。

請願第5号（旧）大洋合板南側農道請願書を採択することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立少数）

○議長 起立少数。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

請願第6号 危険空き家の倒壊防止に関する請願書。

本請願は、本定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

（総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇）

○総務文教常任委員会委員長 それでは、請願第6号、審査報告をいたします。

令和元年第2回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第6号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る6月13日、議場において委員6名の出席と住民生活課長、ほか関係職員の出席を得て慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、大字吉田北方地内の空き家について、積雪による倒壊や景観上並びに防犯上の観点から地域の生活環境に悪影響を及ぼし、隣家や付近の住民、通行者に不安を与えている状況となっていることから、当該空き家に対する特段の配慮を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、地元住民による対応は困難であるため町で措置すべきであるとの意見や、現状は認識しているものの、所有者負担の原則から、当該空き家の管理及び処分について、相続人がするべきであるとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、賛成少数で、本請願は不採択にすべきものと決定しました。

以上、請願第6号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

6番島貫 偕君。

○6番 6番であります。

不採択になりましたのは残念ですが、おとといですか、震度4の地震があつたにもかかわらず、まだ頑として建っております。しつこいやつだなと思っております。不採択は残念ですが、もう一度。課長から相続放棄の件について、いろいろ調査中である旨の説明を受けましたので、なるべく早急に調査、終わりにしてもらおうということをつけ加えて質問を終わります。

○議長 答え、必要ですか。

ほかに。

12番高橋輝行君。

○12番 最初に、これも同じですが、委員長の報告どおりだと思うんですが、現場をやっぱり見ていただくということが大事だと思うんですが、現場を見られているんですか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 8番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 私自身も、現場のほうは、詳しくではないんですが、確認はしております。そのほかの議員の方々も、当該場所については確認しているというふうなお話をお聞きしております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 私がお尋ねしているのは、請願審査の際に、いわゆる現場を見られたのかと、こういうふうに申し上げている。つまり、常任委員会として行かれたのかと、こういうことなんです。ちょっと、私の質問の内容を十分捉えられておられないと思います。やっぱり現場なんです。これが一つ。

それから、危険だということと、それから相続関係が整理されておられないということとは、これは同時並行だと思いますけれども、まず、危険なものを何とかしてくれというのがこの請願の内容であります。この審査については、どのようにされたのかと、こういうことあります。先ほど、委員長の報告ですと、いや町だ、あれは相続人になる、こういうたらい回し的な内容では解決しないわけです。解決しておられないので、地域の方々をお願いしたいというのがこの請願の内容なんです。このことをどの程度、真剣に検討いただいたと思うんですが、再度お尋ね申し上げたいと思います。危険だということと、ではどうやっていくかということと、この辺なんです。再度、質問申し上げたいと。どのようにご検討され



たのか。

○議長 8番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 先ほどの、常任委員会としての確認ということではありますが、申しわけありませんが、常任委員会のほうとしては、委員会としての現場確認はやっておりません。

危険な状態ということについては、さまざま町当局が対策をされているというふうなことでありましたが、いろんなそういった話をお聞きしながら、できることは何かななんていうようなことも話はあったんですが、最終的に、結局、権利問題が絡んでくるというふうな話の中で、なかなか、手をかけたけれどもそういった問題があるというふうなことで、進められないというふうな現状のようでありました。

そういった中で、やっぱりまだまだ相続人といいますか、それにかかわる方がまだ若干おられるというふうなことで、そういったものを早急に確認しながら、何とか対策をしていきたいななんていうふうな話もあったようですが、そういったさまざまな法的な問題も絡んでくるなんていうふうな話もあったものですから、委員会としてはこういった結果になったということであります。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 くどいようでありますけれども、私は伊藤委員長の個人的な所見をお聞きしているわけではないんです。所管の委員会に請願が出されたものを、どのように丁寧に審査されたかという経過をお聞きしているわけですよ。それでお尋ねしたところ、現場は見ておらないと、当局側の説明のみで審査の結果を出された。しかも、今の話ですと、町に何とかしてくれというお願いはしておるといふ報告ですと、非常に、我々議会というものは何たるものかということになるわけですよ。この辺が、町民からの我々議員活動に対する理解というものが、さまざま温度差があるわけですよ。私はそういう意味からも、先ほども申し上げましたけれども、憲法で保障された請願権、そして紹介人をつける、これは国会も県会も町議会も同じなんです。審査はやっぱり丁寧に現場を見て、議長。議長からもアドバイスしていただきたいと思いますよ。所管の委員会に審査をお願いしたからいいということだけでなく、この辺なんです。それで私は、また重ねて申し上げますけれども、委員長ね、危険だということについては、どういう結論だと。危険だということと、相続が整っておらないのでかけられない、このことと、私はこの内容をよく、ご理解、現場を見ていただいてですね、現場を見ることによってまた状況も違ってくると思うんです。そのことを重ねてお尋ね申し

上げながら、引き続き、このことについては関係機関であっても努力していただきたいということを強く申し上げたいと。

危険な状況についてはどういうふうにご審査されたんですか。委員長の個人的な見解ではないんです。どの程度まで、現場も見ておられないわけですから、よくそういうような判断をされたものだなと不思議でしょうがないんですけれども、その経過、お尋ね申し上げたいと。

○議長 8番伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 当局からの報告には、危険防止というようなことで屋根が飛ばないようにしているとか、カラーコーンで近寄らないようにしているというふうな報告がありまして、そうした対策をしているということの報告を受けて、審査をしたということであります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第6号 危険空き家の倒壊防止に関する請願書、総務文教常任委員会委員長の報告は不採択であります。

この場合は、本請願の原案についてお諮りいたしますので、ご留意願います。

起立しない議員は反対とみなします。

請願第6号 危険空き家の倒壊防止に関する請願書を採択することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立少数)

○議長 起立少数。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎発議第13号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第5、発議第13号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され申し出があったものであります。これを許可したいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第13号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

---

◎日程の追加

○議長 以上をもって全日程を終了いたしました。先ほど、日程第4、請願の審査報告について、請願第3号 2019年10月からの消費税10%中止を求める請願が採択されたことに伴う意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで、議案配付のため暫時休憩いたします。

(午前11時24分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

---

◎発議第14号 令和元年10月からの消費税10%中止を求める意見書の提出について

○議長 追加日程第1、発議第14号 令和元年10月からの消費税10%中止を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者伊藤 進君。

(8番 伊藤 進君 登壇)

○8番 それでは、私より、発議第14号 令和元年10月からの消費税10%中止を求める意見書の提出について、朗読させていただきます。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年6月20日提出。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

令和元年10月からの消費税10%中止を求める意見書。

政府は予定通り、令和元年10月から消費税10%に引き上げようとしている。実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いており、格差と貧困は拡大する一方である。

このまま税率引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の経営を脅かし、雇用不安を招くなど国民生活への影響は計り知れない。

「軽減」と宣伝されている複数税率による混乱も心配されている。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担が重いのが消費税の特徴である。

「いま、消費税を上げる時なのか」といった声が大きく広がっている。

こうした趣旨から、令和元年10月からの消費税10%への引き上げは中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣あて。

山形県川西町議会議長、加藤俊一名であります。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 私は前段の請願書に反対をしておりますから、この意見書について、ある意味何も申し上げておく必要はないかもしれませんが、あのね、議長ね、この国は、先ほどはお尋ねしませんでしたけれども、福祉の充実、あるいは将来の財政負担についても、さまざま提案をし、施策をつくっておるように私は見ておるわけであります。それで、この意見書を出す場合ですよ、繰り返しになりますけれども、反対している者が何も質問も質疑もないかということになるかもしれませんが、内閣総理大臣なり、衆議院の議長に出すわけですよ、加藤議長の名前で。そういうふうを考えますと、この意見書の骨子は、10%の中止を求める内容は理解できると思いますけれども、果たして、この川西町の議長名で出すですね、内閣総理大臣なり、衆議院議長、参議院議長、財務大臣でしょう、これに出す意見書としては、甚だ非常に内容のないものでないかなというふうに思うんですが、この辺は繰り返しますが、反対している人のきれいごとになるかもしれませんが、私は、議会というものの、相手から、国からですよ、見られた場合に、かなり低レベルに見られるのではないかという心配をしますけれども、その辺は、提案された、まず委員長からお尋ね申し上げたい。個人的な見解でないですよ、委員会としての、中でどのように文案を練られ、検討されたのか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長 8番伊藤 進君。

○8番 文言につきましては、さまざま検討はいたしましたわけではありますが、やはり一番は、今現在というふうな状況を鑑みて、果たして本当に10%増税がいいのかというふうな考えの中で、意見書提出というふうな請願もあったものですから、まずは引き上げを中止するというふうなことで意見書提出というふうなことに至った、こういった内容で作成したというものであります。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 だから、委員長が言われた総務文教の常任委員会で検討された熱意といいますか、努力は、私、理解しますよ。議会の場合は、十分ご存じだと思うんですけども、例えば議長が、最初に反対の討論があって、そして賛成なんです。いわゆる両面併記。反対もある、賛成もあるということが一般的な基本中の基本だと思う。これを見ますとね、委員長ね、総理大臣に出すにはですよ、ここにあるでしょう、「いま、消費税を上げる時なのか」と、こういう声が広がっている。何となくわかるんですけども、何回も申し上げますけれども、議長名でね、議長ね、これどうなるんですか、局長。ちょっと問題がいらないところに振りますけれども、もし休憩が必要ならですけども。意見書については、最終的にここで可となればそういうもので進んでいくんでしょうけれども、議長のチェックというのは途中でないんですか。この辺、議長ね、私は何回も申し上げますけれども、私も議員の一人として、山形県の川西町の議会の権威ですよ、反対の内容を出すにしてもですよ、国はあらゆる施策をしているわけでしょう。我々もそれで潤っている分もあるわけですよ。必ずしも全部が悪いというお話ではないと思うんですよ。ところが、そういう部分の国の施策については川西町の議会は何にも理解していないのかと。町民のですね、お茶飲み話の話ではないと思うんですけども、その辺で困ったというような声を受けてですね、意見書だと。最初はそんなものですよ、議長。簡単に終わりますけれどもね。これからのこともあるから、私、申し上げますよ。最初はね、お茶飲み話なり、その辺の立ち話から物は始まると思うんですよ。そして、だんだん政治的なものに大きく運動が展開されていくと、これはわかりますよ。しかしですよ、文書で、議長ね、ちょっともしあれなら休憩いただいてもいいですよ、議長ね。議長のチェックする、局長、そういう部分というのはないんですか、これ。議長は、所管の委員会で検討されたものを多数でよしとなったから、それ、議長名で判こ押すんですよ、これに。全国に行くんですよ。ネットにも出ますよ。これはですね、何回も繰り返になりますけれども、反対している手前が何を言うってことないけれども、言われればそうな

んですけれども、私はそうでないと思うんです。国で対応されている内容、これもやっぱり最低、両面併記ですよ。その中で、しかしこれは十分でないんだということの反対の意見書ということのほうがかきれいじゃないんですか。ちょっと、お尋ね申し上げます。議長の見解などもちょっとね。今、議長に質問する内容でないかもしれませんが、ちょっとご配慮いただきたいと思います、議長。

○議長 暫時休憩します。

(午前11時37分)

---

○議長 会議を再開いたします。

(午前11時43分)

---

○議長 8番伊藤 進君。

○8番 内容については、委員会の中で話し合った結果を提示しておりますので、この意見書というふうな形になったということであります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和元年第2回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

(午前11時45分)